２０１７年3月３０日

メッセージ

避難者　　福　島　敦　子

「原発避難者住宅裁判を準備し、権利を求める集会」にご参加のみなさまへ

福島県の新たな住宅支援策完全実施を履行するまでのカウントダウンが始まりました。

国及び福島県の愚策は、避難者の我々の支援の継続の必死の訴えにもかかわらず、変更されることなく強硬に実施されつつあります。すべては、福島県総合計画にある『2020年までに避難者ゼロ』を掲げる目標達成へ粛々とコマを進めているにすぎません。

さる3月21日に福島県が発表したものは、『原発事故後、政府の避難指示区域外から避難した「自主避難者」のうち、福島県外に避難した世帯の8割が、住宅の無償提供が打ち切られる来年度以降も避難を続ける意向であるという内容でありますが、強硬的な帰還政策が8割の避難者の声とは全く違った方向で進められていることを打ち切り10日前に発表するという、ちぐはぐで、ずさんな福島県の考えが、愚策そのものなのであり、私たち避難者一人一人の『命』にかけて、断じて許されるものではありません。

国も過日の前橋判決により、「住宅支援」も含めた責任は果たすべきだと考えられます。

京都における、4月1日以降の家賃支払いの見込みが立たず、途方に暮れている避難者は、私を含め多数残っております。本日集まられた皆さまとともに、声を上げ、闘い、何人たりとも路頭に迷わない、『避難する権利』を勝ち取っていきたいと思います。歩んでいきましょう。

声　明　文

福島県は「住宅支援延長」を国に要請せよ

福島県知事
内堀　雅雄　様

前橋地裁で全国初の「原発避難者訴訟」判決が３月１７日にありました。裁判長は、事故原因を「津波が到来し、６号機を除く各タービン建屋地下に設置された配電盤が浸水し、冷却機能を喪失したことにある」とし、東電が津波の到来を２００８年５月頃、「敷地南部で 15.7m と試算した結果を踏まえれば、予見可能であったにも関わらず、防ぐ手立てをこうじなかったと断罪しました。一方、国は規制権限を行使すれば、事故を防げたのに、それをしなかったと、国、東電の責任を認定しました。

原告個々の損害は、平穏生活権侵害で精神的苦痛を受けたかどうかで検討するとし、権利利益の具体的内容と程度、避難の経緯と避難生活の態様、家族の状況、年齢、性別などの一切の事情を考慮するのが相当としました。これは、自主避難者の損害を認める画期的なものであります。例えば、福島市から子供二人と群馬県に自主避難した４人家族に、夫婦分として、102 万円の支払いを命じました。

私たちは、これまで、7 回に渡って福島県と「住宅支援延長」を要請し、話し合いを続けてきましたが、納得のいく回答はありませんでした。しかし、前橋地裁の判決は、避難者には何の落ち度もなく、国、東電の責任を認めたものです。よって、福島県は、県民の立場に立ち返り、県独自の支援策ではなく、県内外避難者のために、「住宅支援延長」を国と協議するよう要請致します。

２０１７年3月30日
福島原発被災者フォーラム山形・福島
代表　武田　徹

声明

いま私たちはこの６年にわたる避難の中で一番苦しい状況に置かれています。災害救助法による住宅の無償提供は明日で終了するとの通告を受けているからです。何度か返還手続きをするようにとの通知も来ています。しかしこのような状況に私たちは納得いきません。

昨年東京都は３００戸の避難者用の枠を設けて都営住宅の募集を行いましたが、決まったのは１６６世帯でした。収入要件、世帯要件があり、打ち切りになる７１７世帯全てが応募できるものではなかったからです。このうち１１５世帯は福島県が供与したもので、都営に応募出来ませんでした。国家公務員宿舎は世帯要件が若干緩和され特別の事情がある場合には２年に限り継続が認められましたが、国家公務員並みの収入など程遠いのに国家公務員並みの使用料を払わなければなりません。２年後にはまた住まいについて悩むことになります。雇用促進住宅は継続はできるのですが、家賃が高く家賃の３倍の収入がなければ認められないので、母子世帯の方は本当に困っています。今の時点になってもこのような状況なのです。

そこで東京都や福島県に対し一時使用許可の申請を行いました。その結果はまだ届いていません。

福島県は住宅供与を打ち切る理由として「除染が進んだ、食品の安全性は確保されている、生活環境は整いつつある、多くの県民が暮らしていて応急救助の必要性がなくなった」といいますが、判断に至った経緯、判断の根拠は示されていません。原子力災害は自然の災害と違って長期的対応が必要です。未だメルトダウンした燃料がどこにあるのかさえ判らず、除染物を入れたフレコンバックは身近に置かれ、何より原子力緊急事態宣言は出されたままです。放射能に対する不安を抱えたまま帰還を強要される謂れはありません。

１月に原発避難者住宅裁判を準備する会を立ち上げて以来、他の団体と共に都庁に要望を行ったり、国や福島県への交渉に参加してきました。このような中、３月１７日に東電、国に対する損害賠償訴訟で、前橋地裁は原発事故の東電と国の責任を明確に認め、被害者への賠償を認める判決を下しました。避難指示があったかどうかではなく「平穏生活権」が法的保護に値するとしています。

私たちは平穏に生活する権利がある。

今回の原発事故は東電と国に責任がある。

私たち被害者には何らの責任もありません。

それなのになぜ唯一の支えであった住まいを追い立てられ苦しまねばならないのでしょうか。国は原発事故の被害者に真摯に対応すべきです。無策は許されません。

福島県がいうように、４月以降の住まいの未確定がたとえ３％であったとしてもそれは３００世帯以上になります。ひとりも路頭に迷わせないでください。この責任は東電、国、福島県、東京都にあります。

原発事故により奪われた権利を取り戻すことは当然のことです。そのため私たちは行政手続き、訴訟も視野に入れて今後も活動を続けていきます。このような取り組みは避難者自身の新しい出発です。

どうか皆さまご支援をよろしくお願いいたします。

２０１７年3月３０日

原発避難者住宅裁判を準備する会

プレスの皆さんへ　　「一時使用許可申請書」提出状況について

３月１５日　　４世帯　　東京都に申請当事者が直接手渡し。弁護士立会いで。
２４日　　１世帯、　２９日　２世帯、　３１日　３世帯予定、　　東京都に郵送で。
国家公務員宿舎　　７世帯
都営住宅　　２世帯
雇用促進住宅　　１世帯

主な理由
・都営住宅に入りたいが、要件を理由に拒否された。
避難した当時、子どもは学生だったが、６年経ったので成人した。親子で一緒に避難生活を続けたいが、現在は親子とも成人なので入居資格に合わないと拒否された。
１人で避難した。６０歳以上の高齢者ではなく、障害者手帳（精神）の手続きもやっていないため、入居できない。収入は低いので該当するが、世帯要件で外される。
中年での再就職は難しく
派遣労働・アルバイトでは民間や国家公務員宿舎の高い家賃は支払えない。
・都営住宅に入りたいが、応募資格自体がなかった。
雇用促進住宅入居者は、都営住宅に応募したくてもその資格自体がなかった。雇用促進住宅の継続入居、公団住宅への移転を示されても家賃が高く、引っ越しもできない。
・契約しようにも、他の物件を探そうにも、資金がなく、支払いも困難なためここに住み続ける以外にない。

＊「一時使用許可申請書」の取り扱い
１５日提出分については、まだ返事がない。山形では、雇用促進住宅の避難者が「一時使用許可申請書」を責任のある福島県に送ったが、たらいまわしされて、どこの部署も受理せず返送している。行政手続き違反。

＊東京都は、３月１６日付で借り上げ住宅の返還手続きをする旨の通知を各家庭に発送した。一方、国家公務員宿舎入居者には契約手続き書類が２７日まで送られず、（知らされず）避難者は４月を目前に「契約書もないし、返還手続きはしなさいという。一方的に追い出す気か」との不安、問い合わせが寄せられた。精神的に追い詰める言動である。

＊東京都は、「一時使用許可申請書」を提出した世帯に対しても、結果の判断（不許可など）をしていない前に、返還手続きを迫る行為に出ている。「申請結果が出ていないのに、返還手続きしたら揚げ足を取られないか」との不安が寄せられた。行政手続きを無視し、個別に追い詰めていく言動である。

＊不許可決定を受けて、不服審査を申し立てる相手は東京都になる。都審査会の却下処分が出されて裁判を起こす場合は東京地裁に、東京都などを相手に訴えることを検討する。本来ならば、被告は国と東京電力だが、原発事故に伴う住宅提供の現在のシステム上、そうせざるを得ない。そこに、現行法・制度の限界・問題が端的に表れている。